

緊急避妊薬を販売するにあたっての準備

緊急避妊薬の販売（一般販売）を検討している

（前提条件） 緊急避妊薬を販売できる条件に達しているか

- ①日本薬剤師研修センターの研修（e-ラーニング）を修了した薬剤師が勤務していること
- ②プライバシーへの十分な配慮、緊急避妊薬を服用するための飲料水の確保等に対応できるような体制を整備していること
- ③近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること

③の条件について薬局で連携が取れる方

個々に薬局と産婦人科と連携を取ってください

③の条件について薬局で連携が取れない方

（会員限定）

医師会と薬剤師会で連携構築を図っております

よって、当会が実施している「緊急避妊薬販売薬局等名簿」に薬局の掲載があれば条件が満たされたこととなります

3つの条件がクリア

〔緊急避妊薬販売薬局等名簿〕

名簿掲載の申請をしていただく。（変更が生じた場合は速やかにお手続きしてください）

手続き方法については専用ページでご確認ください。

メールお送りいただいてから1週間以内に“受理した”旨の返信を致しますので、それを確認したら厚労省への報告をお願いします。

③の手続き

〔厚生労働省へ申請〕

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html>（厚労省ホームページリンク）

上記のURLからページ内にある「緊急避妊薬の調剤・販売に係る研修修了薬剤師一覧への登録申請」からお願いします。

※約2週間～1か月で厚労省の名簿は更新されます。各自ご確認をお願いします。

掲載されなかった場合、当会と厚労省への申請内容が一致しなかった事が考えられますので厚労省へのご確認をお願いいたします。

販売開始！！